

# 川 聯

かわ ひらた

No. 116

## 「税を考える週間」特 集 号

令和元年11月1日

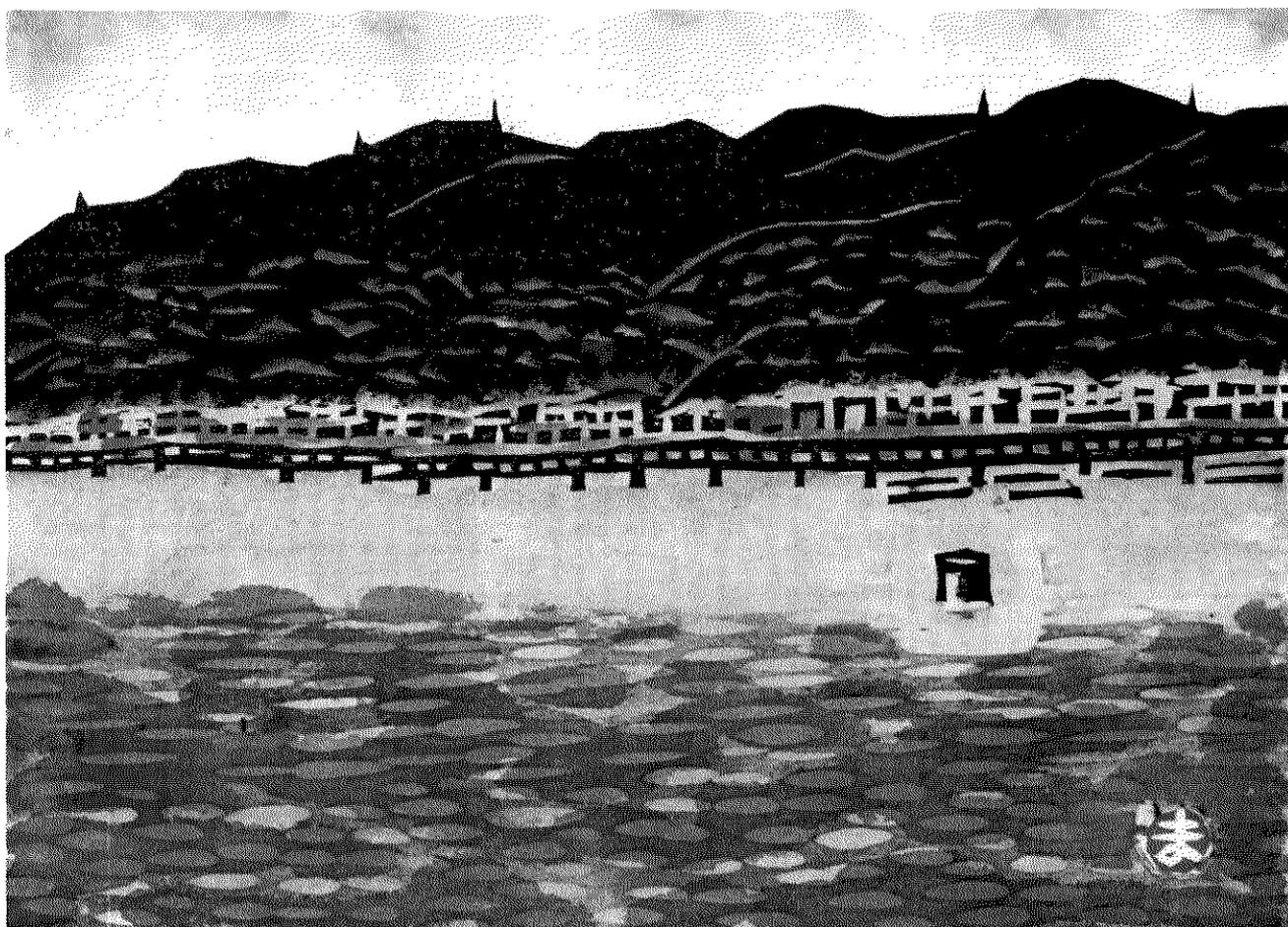
### 若松 税務署管内税務推進協議会会報

兼 集 編  
行 発 人

北九州市若松区白山1丁目9-4

竹内 清二

(761)4125



### 石峯の山なみ

空は晴れて晩秋の洞海湾に、私たちの乗ったモーターボートは快調であった。ひところは工場の汚染で臭かった水も、その色も、どうやらもとにかえってきたといわれるけれど、昔の海にはまだほど遠いようである。

海草を枯らし、魚を追っ払い、海が企業の専用物化した歴史を振り返ってみても、そう簡単にゆくはずはない。しかし、汚染追放の当局の努力にはそれを認めるとともに協力せねばなるまい。

長い不況のためか、湾内は一掃されたように全く船影が見られない。藤ノ木側に並んだ造船所は昼休みの時刻も過ぎていてのに物音もなく静まっている。

カモメの姿が見られないのは食べ物がないせいだろう。目前に高塔、石峯の山なみが、ところどころ色づいて、澄み切った光の中、湾の水に沿うように奥へ続いている。体が少し揺れたと思うと、ボートは急に大きく迂(う)回し始めた。

絵文 片山 正信氏

(昭和55年7月31日発行)

若松版画散歩より)

遠岡水芦中若若若	理士会 納貯連合会
賀垣卷屋中間松松	(公社)若松青松
町町町町	色 申 告 会
商商商商	務 相 税 会
工工工工	議 談 所
会会会会	所 所 会

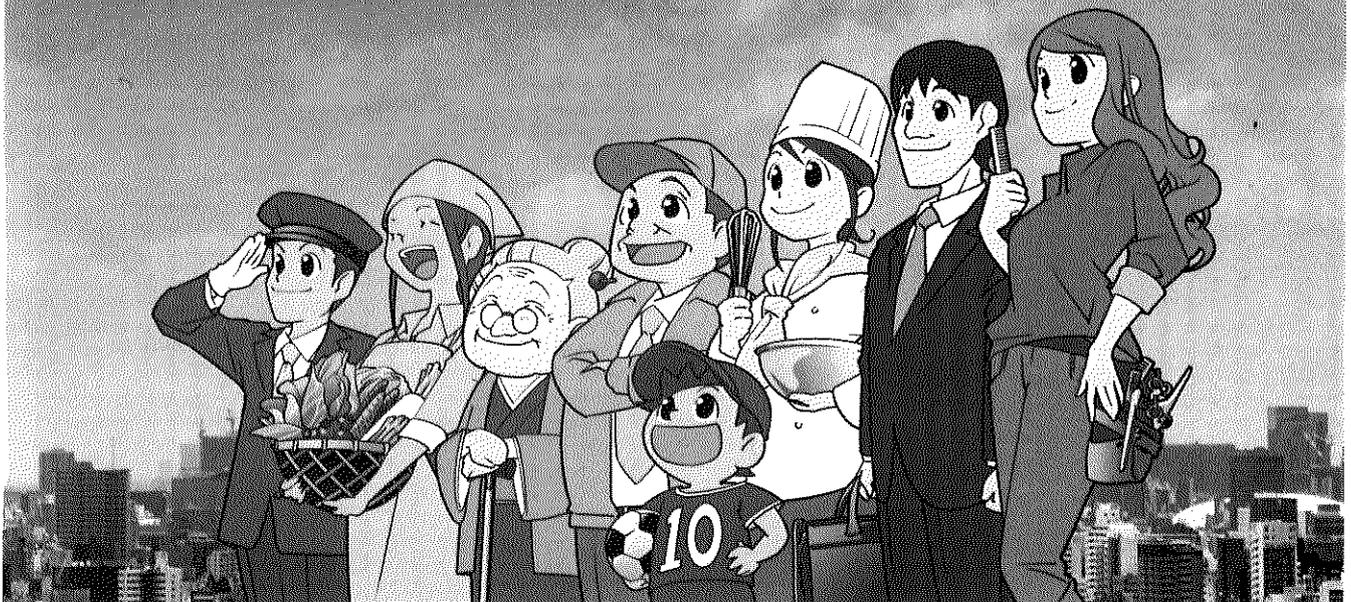
# 税を考える週間

税に関心を持とう!  
考えると見える  
生活がある。

期間

11月11日 > 11月17日

今年のテーマは「暮らしを支える税」です



国税庁では以下の取組を実施しています

### 消費税の 軽減税率制度

制度の定着に向けて、  
説明会を  
開催しています。

### e-Tax

個人の方の  
スマホでの e-Tax による  
確定申告が  
更に便利になります。

### 社会保障 税番号制度

マイナンバーを活用して、  
納税者の方が  
更に便利になるよう  
取り組んでいます。

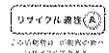
税を考える週間

## 国税庁

[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)



法人番号  
7000012050002  
※左記コードの  
URLは共通検索する  
場合があります。



# くらしを支える税

~~~~~ 令和元年度 「税を考える週間」 行事日程表 ~~~~~

【各関係民間団体主催】

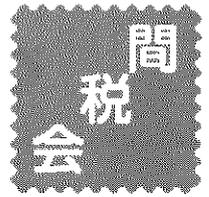
| 月  | 日             | 曜      | 行事名                                   | 開始    | 終了    | 主催                   | 場所                                    |
|----|---------------|--------|---------------------------------------|-------|-------|----------------------|---------------------------------------|
| 9  | 16            | 月      | バスハイク                                 | 9:00  | 17:00 | 若松青申会                | 麒麟ビール福岡工場<br>(車中で消費税軽減税率<br>制度説明会を実施) |
| 10 | 22            | 火      | 租税研修会/バスハイク                           | 8:00  | 18:30 | 若松間税会                | 角島、元乃隅神社<br>(車中で税金クイズを実施)             |
| 11 | 12            | 火      | ラジオ放送「明日への扉」                          | 11:00 | 12:00 | 若松法人会                | エアステーションひびき                           |
| 11 | 14            | 木      | 税の無料相談会                               | 10:00 | 15:00 | 中間・遠賀郡4町商工会          | ゆめタウン遠賀1階                             |
| 11 | 14<br>~<br>17 | 木<br>日 | 小学生の税の書道展<br>(14日は午後から、17日は17:00まで展示) | 9:30  | 20:00 | 若松税務推進協議会            | サンリブ若松1階催事場                           |
| 11 | 20            | 水      | 矢野大和氏<br>鷹島屋神社宮司、おおいた観光特使             | 14:30 | 16:00 | 税理士会、法人会及び<br>間税会青年部 | 旧古河鉱業若松ビル                             |
| 11 | 23            | 土      | バス研修                                  | 8:15  | 18:00 | 若松法人会<br>中間・遠賀郡4町支部  | 熊本<br>(車中で税金クイズを実施)                   |
| 12 | 16            | 月      | 租税教室(署長)                              | 9:30  | 12:00 | 若松青申会                | 若松港湾合同庁舎                              |
| 12 | 中旬            |        | 表彰状伝達<br>(中学生の税についての作文)               | 9:00  | 17:00 | 若松納貯連・若松税務署          | 各中学校                                  |

【若松税務署主催等】

| 月  | 日         | 曜 | 行事名                    | 開始 | 終了 | 主催    | 場所     |
|----|-----------|---|------------------------|----|----|-------|--------|
| 11 | 中旬~<br>下旬 |   | 納税表彰(表敬訪問)             | -  | -  | 若松税務署 | 各表彰場所  |
|    |           |   | 表彰状伝達<br>(高校生の税に関する作文) | -  | -  |       | 表彰高等学校 |
|    |           |   | 租税教育推進校表彰              | -  | -  |       | 表彰校    |

受彰者及び受贈者の皆様、おめでとうございます

|        |         |        |              |
|--------|---------|--------|--------------|
| 若松税務署長 | 納税表彰受彰者 | 山藤 寛   | 《若松法人会 副会長》  |
| 若松税務署長 | 納税表彰受彰者 | 松岡 功峻  | 《若松法人会 常任理事》 |
| 若松税務署長 | 感謝状受贈者  | 公益社団法人 | 若松法人会 広報委員会  |
| 若松税務署長 | 感謝状受贈者  | 山田 政紀  | 《若松間税会 常任理事》 |



## 世界に誇る絶景スポット角島大橋

会員の皆様には、日頃より間税会の活動に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、税を考える習慣行事恒例のバスハイクを十月二十二日(火)に開催いたしました。今回は、山口県自慢の絶景スポット角島方面へ行きました。まず、初めに道の駅北浦街道豊北で



お買物を楽しみました。地元豊北地域で水揚げされた新鮮な魚介類、地元で採れた新鮮野菜、果物、特産物が売られていました。レストルームから遠望できる角島大橋はとてきれいでした。

その後、本州と角島を結ぶ角島大橋を渡って角島へ向かいました。エメラルドグリーン的大海と真白な一直線の橋のコントラストが南国のような風景で、空の上を走っているような気分でした。

角島に到着後、角島灯台を散策しました。角島灯台は、日本海側の洋式灯台で、明治九年に初点灯し、以後百三十年以上経った現在でも毎日点灯している現役の灯台だそうです。展望台では、思い切り大海の景色を満喫しました。

昼食をとり、アメリカのテレビ局CNNが発表した「日本で最も美しい場所三十一」のひとつに選出された、長門市にある元乃隅神社へ。丘を下り海にむかつて並ぶ朱塗りの鳥居は、日本らしさあふれる景色で、

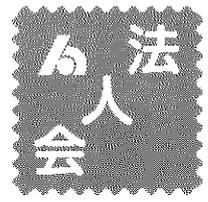


魅了されました。また、駐車場近くの裏鬼門の鳥居の上、高さ約五メートルの場所にお賽銭箱が設置されていました。日本一入れにくいと有名なお賽銭だそうです。お賽銭を投げ入れるのは、噂通り大変困難でした。

最後に、明治二十年創業の老舗蒲鉾店、藤光海風堂さんの工場を見学しました。

帰りの車中では、税金クイズを行い、ご参加頂いた皆様と和やかに楽しい一日を過ごすことができました。ご参加頂いた皆様には大変お世話になりました。有難うございました。また、来年のご参加を心からお待ちしております。





# 会員の集い 第24回「夏の夕べ」開催

令和元年八月二日(金)管内の企業及び一般市民を対象に、社会貢献、税の研修、参加者相互の交流を目的に「ぶどうの樹」において二五〇名の参加をいただき「夏の夕べ」を開催いたしました。

岡部会長の開催挨拶、若松区長古賀厚志様による乾杯で開始しました。

間税会による税金クイズでは若松税務署提供の問題に各テーブル単位で参加し、上位正解テーブルには賞品が授与されました。

アトラクションはGSサウンドの「ザ・フリーバーズ」による演奏で大変盛り上がりしました。

また、恒例のチャリティー行事は九州北部豪雨災害の支援を目的に社会貢献委員会・青年部会及び女性部会による「チャリティー販売」で地元物産の販売を行い、30分で完売するとともに女性部会単独でチャリティー募金を募る際に手作り品を提供するなどして多くの浄財を集め、朝倉市に義援金として寄贈することができました。



森藤達雄青年部部会長挨拶



岡部憲昭会長挨拶



若松区長古賀厚志様による乾杯



最後は「上を向いて歩こう」の大合唱!



今年のバンドはザ・フリーバーズ!

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

## ネット医療相談サービスのご案内

プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、おひとり様月1件のご相談まで無料で利用いただけます。

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

お問い合わせ ▶ 株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp



本サービスは、アフラックの提携先(株式会社メディカルノート)が提供します。



ご利用は355円

# 税務相談所は

## 税のアドバイザーです!

### 税務 相談所

帳簿のつけ方が  
わからない

忙しくて  
人手が足りない

税務署に行くのが  
苦手だ

こんな時にご  
利用下さい。



# 案ずるよりは ます相談

税務相談所とは……

- ① 税務の指導相談
- ② 記帳の指導
- ③ 記帳の代行
- ④ 各種税務の申告書の作成
- ⑤ 税務調査の立合

詳しくお知り  
になりたい方は、  
(下記の)  
各税務相談所へ



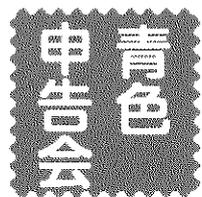
会費等について

- ① 記帳指導料……ご自分で記帳整理できる方
- ② 記帳代行料……記帳整理を依頼したい方
- ③ 各種手数料……実費程度

但し現金出納帳はご自分で記帳して下さい

〔若松税務署管内の税務相談所〕

|         |                                                      |
|---------|------------------------------------------------------|
| 若松税務相談所 | 若松区本町三丁目11-1<br>ベイサイドプラザ若松本館4F<br>(電話) 771-3726 番(代) |
| 中間税務相談所 | 中間市長津一丁目7-1<br>中間商工会議所内<br>(電話) 245-1081 番           |
| 芦屋税務相談所 | 遠賀郡芦屋町中の浜9-52<br>芦屋町商工会内<br>(電話) 222-2111 番          |
| 水巻税務相談所 | 遠賀郡水巻町頃末北一丁目9-7<br>水巻町商工会内<br>(電話) 201-7551 番        |
| 遠賀税務相談所 | 遠賀郡遠賀町遠賀川二丁目6-18<br>遠賀町商工会内<br>(電話) 293-0165 番       |
| 岡垣税務相談所 | 遠賀郡岡垣町海老津駅前9-36<br>岡垣町商工会内<br>(電話) 282-0294 番        |



## キリンビール工場見学と果物狩り

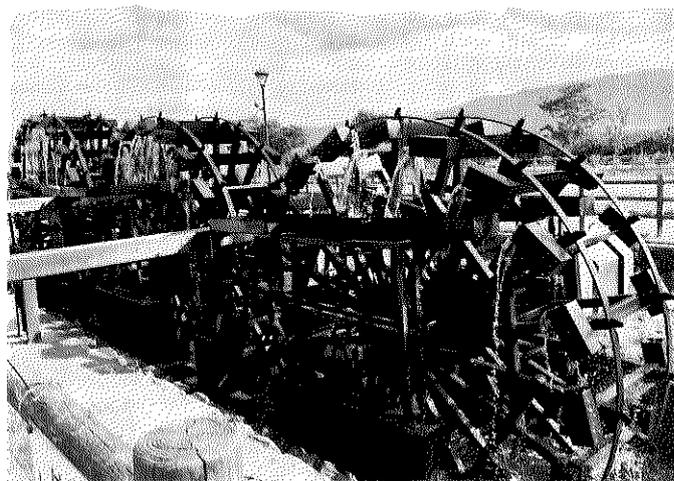
今年もバスハイイクが、9月16日に実施されました。当日は天気にも恵まれ、39名の参加者で出発致しました。

今年も、参加者に満足いただける試みとして、左記のように変更を行いました。

・集合場所を3ヶ所

・昼食の料理をクレードアップ

早速ですが、若松を出発して一路キリンビール工場を目指しました。途中2kmほどの渋滞にありましたが、無事現地へ到着し、ビール



の素材から工程、パッケージングに至るまで映像等にて理解を深めることが出来ました。そして、お待ちかねの試飲コーナー！出来立ての一番搾りを参加者の皆さんが堪能していました。

その後、原鶴温泉にて会席料理を頂き、一部の参加者は入浴(温泉)を楽しんでいました。

お腹も一杯になったところで、果物狩りへ出発！！今回は葡萄と梨狩りを行いました。試食を出していただきましたが、梨の甘みが弱かったせいか多くの方が巨峰を採っていました。

そして、工程の最後となる三連水車の里あさくらに寄り、三連水車の実物大モニュメントの見学や買い物を行い、皆さんが良く知る復旧された朝倉の三連水車をバスの車窓から見学しました。

今年も、行きも帰りも渋滞に遭遇し、時間的に厳しい面もありましたが、バス運転手さんの迅速な対応により、無事、若松に着くことが出来ました。

私見ではありますが、今回のバスハイイクの感想として、ビールの原材料から出来るまで工程に至るまで、徹底した品質管理が行われていることや果物の甘みも天候等に左右されることを学びました。今回は昼食のクレードアップも行いましたが、大満足とまではいかなかったように思えます。来年もまた、バスハイイクを行う予定にしておりますので、次回を期待ください。

事務局 花田聖彦



## 令和元年度事業活動基本方針

一般社団法人 全国青色申告会 総連合

### 税制政策活動の推進

— 個人企業に係る税制等の整備 —

わが国には、個人事業主の勤労性所得を認める税制上の仕組みはない。しかし、個人企業と経営実態が類似する同族法人企業の社長には、勤労の対価として、役員報酬が支払われ、給与所得控除が認められている。このため、個人事業主と社長との間には、所得税・住民税などの負担に大きな格差がある。

政府は、働き方の多様化を踏まえ、さまざまな形で働く人をあまねく支援し、「働き方改革」を後押しする観点から、平成30年度税制改正において給与所得控除を見直し、一部を基礎控除に振り替えた。本会は青色申告をおこなう個人事業主の勤労性所得を正当に評価した青色事業主勤労所得控除の創設を強く要望する。

円滑な納税環境を整備していくためには、「簡素」な税制の構築が欠かせない。消費税法をはじめさまざまな税制が個人事業者の企業経営を圧迫し、継続・発展を阻害しないよう、より簡素な税制の仕組みを求め

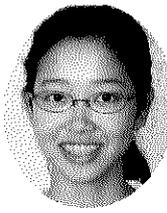
る。国民健康保険について、都道府県単位での一元化の動向やマイナンバーカードによる健康保険資格のオンライン確認などの動向を注視する。

小規模企業税制確立議員連盟、関係省庁ならびに関係団体との連携・協調を深め、個人事業者に係る税制などの諸課題について要望運動を強力に推進する。

### 〔重点事項〕

- 1 青色事業主勤労所得控除の早期実現
- 2 消費税インボイス制度の見直し
- 3 税制の簡素化による納税環境の整備
- 4 社会保障制度改革の推進

# 納貯連



## 中学生の「税についての作文」

九州北部税務関連団体連絡協議会会長賞

### 「一億円で安心を」

二島中学校 三年 北原 慈乃

一台一億円。その金額を聞いて、私は驚いた。先日ニュースで、はしご車が一台一億円と言っていたのだ。

よく街で見かけるアルバイト募集のポスターに、時給八百円くらいと書いてある。まだお小遣いももらっている自分の私からすると、一時間働いて八百円ももらえるんだと、びっくりしたものだ。でもその収入から、消費税や、所得税、住民税など、色々な税金を支払わなければならない。はしご車一台を購入するのに、一体どれくらいの期間で何人分の税金を集めなければならないのだろうか、と考えてしまった。

もちろん、一回も出番がないまま廃車になることが一番よいと思うけれど、消防や警察などの特殊車両には、もう一つ大きな役割があると思う。私は、何度かはしご車に乗せてもらったことがあるのだが、そう

いったイベントには沢山の子供たちが来ていた。やはり特殊車両はカッコいい。そう思ったかっこいい車に乗せてもらうことで、未来の消防隊員を目指す子供たちが増えることも、一つの大きな役割なのではないかと思った。

税金と聞くと、どうしても「お金を取られる」というマイナスイメージが浮かんでしまうが、こうやって、使われ方を学んでみると、無くてはならないものなのだ、と本当に思った。いざという時に助けてもらえる安心な社会。そして、その社会がずっと続いていくように、次の世代につないでいく役割。私たちの大事なお金が、そのようなことに使われているのであれば、私は大人になって税金を納める時が来たら、すすんで納めていこうと思う。

## 令和元年度 中学生の「税についての作文」受賞者

九州北部税務関連団体連絡協議会会長賞

一億円で安心を

福岡県連会長賞

納税の義務

若松税務署長賞

人をつなぐ

お盆玉を断った私

遠賀中学校 三年 加来 史麗

福岡県北九州西県税事務所長賞

税がもたらす幸せ

向洋中学校 三年 花田 芽生

北九州市長賞

知ること与生活を作る

高須中学校 三年 梶谷 萌

北九州市議会議長賞

一人はみんなのために

若松中学校 三年 松尾 拓人

北九州市教育長賞

目に見えない繋がり

二島中学校 三年 吉田 有希

若松区長賞

私たちにもできること

石峯中学校 三年 宮崎 咲良

中間市長賞

教育というプレゼント

中間東中学校 三年 船津 千寿

中間市教育長賞

「ひと」を大切にす未来へ

中間中学校 三年 濱崎 和凜

芦屋町長賞

税金について

芦屋中学校 三年 林 あおい

遠賀町長賞

「感謝の気持ちを引き継ぐために」

遠賀中学校 三年 竹本 実右

「税金のあり方」

遠賀南中学校 三年 野村 拓真

岡垣町長賞

高負担・高幸福度のスウェーデンにならう

岡垣中学校 三年 野村 結奈

その8円が誰かを救う

岡垣東中学校 三年 藤崎 百夏

水巻町長賞

未来を担う私達ができること

水巻中学校 三年 坂本菜々子

日本への恩返し

水巻南中学校 三年 藤丸 和夢

（公社）若松法人会会長賞

「当たり前」に感謝しよう

岡垣東中学校 三年 永崎颯一郎

若松税務署管内税務推進協議会会長賞

守られるということ

中間東中学校 三年 船津 幸命

税金によって守られる生命

岡垣中学校 三年 占部裕太郎

若松税務署管内納税貯蓄組合連合会会長賞

税に対する考え

中間北中学校 三年 上村 夢乃

税に対する思い

中間東中学校 三年 下地 佑奈

税金について考える

中間南中学校 三年 小林 弘樹

## 中村 誠 税理士事務所

税理士 中村 誠

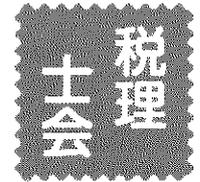
北九州市若松区東二島5丁目9番22-207号  
TEL 791-6877  
FAX 791-6877

## ボランティア団体への助成金

九州北部税理士会では、さまざまな形で地域に貢献する活動を行っているボランティア団体の支援を毎年行っています。

本年は、6月14日に行われた定時総会において、障害者を支援する「北九州市障害福祉ボランティア協会」、昨年7月の九州北部豪雨で被災した農家の営業再開を支える「JA筑前あさくら農業ボランティアセンター」の2団体に対し、助成金をそれぞれ贈りました。

支援を希望される団体がありましたら、税理士会若松支部まで、ご連絡ください。



### 税理士会若松支部

(五十音順)

| 氏名    | 事務所所在地                                   | 電話               | 氏名    | 事務所所在地                                  | 電話               |
|-------|------------------------------------------|------------------|-------|-----------------------------------------|------------------|
| 穴井 秀幸 | 遠賀郡岡垣町中央台1丁目11番9号                        | 283-2445         | 田口 和博 | 北九州市若松区小敷ひびきの3丁目5番1号                    | 741-5775         |
| 井浦 幹夫 | 中間市東中間1丁目7番3号                            | 243-1188         | 田口 真崇 | 小敷ひびきの3丁目5番1号<br>田口和博税理士事務所             | 741-5775         |
| 石田 光明 | 遠賀郡岡垣町戸切1387                             | 281-5005         | 竹内 清二 | 白山1丁目9番4号<br>税理士法人 竹内会計                 | 761-4125         |
| 石田 義英 | 中間市中央2丁目5番23号                            | 245-6748         | 竹内 治美 | 白山1丁目9番4号<br>税理士法人 竹内会計                 | 761-4125         |
| 市川 裕通 | 北九州市若松区高須東4丁目5番8号                        | 742-6669         | 藤堂 信司 | 中間市小田ヶ浦1丁目1番17号                         | 090<br>8625-7000 |
| 伊藤 道夫 | 中間市弥生1丁目14番43号                           | 245-4372         | 時永 昌和 | 北九州市若松区白山1丁目18番6号<br>アイビル2F             | 751-0030         |
| 猪原 清典 | 北九州市若松区青葉台西3丁目22番5号                      | 742-2910         | 中尾 寿子 | 遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号                   | 282-2825         |
| 岩田 登  | 中間市小田ヶ浦2丁目3番28号                          | 244-4631         | 中村 悦郎 | 北九州市若松区白山1丁目7番3号                        | 771-4355         |
| 宇野 耕一 | 遠賀郡水巻町緑ヶ丘2丁目4番6号                         | 201-1671         | 中村 誠  | 東二島5丁目9番22-207号                         | 791-6877         |
| 大津 康裕 | 北九州市若松区東二島5丁目14番69号                      | 980-4425         | 中村 淑恵 | 白山1丁目9番4号<br>税理士法人 竹内会計                 | 761-4125         |
| 大庭 祥功 | 〃 本町3丁目2番23号                             | 751-3021         | 西澤 勉  | 遠賀郡岡垣町東山田1丁目10番40号                      | 282-5792         |
| 岡部 勝成 | 〃 大字大鳥居425番地                             | 741-4403         | 二宮 良則 | 〃 高倉713番地1                              | 283-4393         |
| 小野 益博 | 〃 桜町3番9号                                 | 751-0551         | 仁部 義宏 | 中間市岩瀬1丁目8番1号<br>東海倶楽部(株) 203号           | 246-1703         |
| 片山 和博 | 遠賀郡水巻町梅ノ木団地41番17号<br>K&Kビル2F             | 203-3001         | 能美 雅昭 | 北九州市若松区中川町3番25号                         | 751-0705         |
| 加藤 博道 | 〃 遠賀町大字別府3178番地3                         | 701-4180         | 野上 浄治 | 遠賀郡岡垣町野間2丁目2番4号                         | 553-0290         |
| 工藤 泰則 | 中間市中間3丁目18番5号                            | 246-1685         | 野末 昌資 | 〃 旭南17番6号                               | 283-4027         |
| 久保田浩一 | 遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号<br>中尾寿子税理士事務所      | 282-2825         | 濱崎 恭  | 北九州市若松区本町3丁目11番1号<br>ペイサイドプラザ若松本館4F     | 761-6993         |
| 倉地 和敏 | 〃 南高陽6番12号                               | 282-2496         | 原 和枝  | 遠賀郡水巻町頃末南2丁目4番16号                       | 201-6461         |
| 古後 和弘 | 北九州市若松区鴨生田3丁目14番5号                       | 791-5881         | 樋口 之春 | 北九州市若松区高須東4丁目6番22号                      | 741-5556         |
| 小林 香織 | 遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号<br>中尾寿子税理士事務所      | 282-2825         | 久野 靖典 | 中間市桜台2丁目14番5号                           | 244-5608         |
| 近藤 邦雄 | 〃 水巻町頃末南3丁目19番25号                        | 201-5591         | 平島 靖元 | 北九州市若松区本町3丁目2番23号<br>大庭祥功税理士事務所         | 751-3021         |
| 坂口 充笑 | 中間市大字下大隈1703番地                           | 244-4451         | 深田 満子 | 遠賀郡岡垣町大字高倉575番地                         | 283-2345         |
| 坂口 誠一 | 北九州市若松区用勺町30番6号                          | 701-3078         | 藤本 泰秀 | 北九州市若松区青葉台東1丁目7番24号                     | 741-4894         |
| 坂根 洋輔 | 〃 本町3丁目11番1号<br>ペイサイドプラザ若松本館4F 濱崎恭税理士事務所 | 761-6993         | 古津 剛  | 遠賀郡遠賀町松の本5丁目10番18号                      | 293-3945         |
| 澤田 一弘 | 〃 青葉台西5丁目17番2号                           | 555-1894         | 堀江 祐治 | 北九州市若松区青葉台南3丁目6番4号                      | 741-2765         |
| 柴田 拓保 | 〃 本町1丁目9番8号<br>プレステージ本町301号              | 090<br>2732-6266 | 松田 剛和 | 遠賀郡遠賀町旧停1丁目4番7号                         | 291-5601         |
| 城野 博美 | 遠賀郡遠賀町芙蓉2丁目6番11号                         | 293-7137         | 武藤 淳  | 中間市東中間2丁目19番28号                         | 245-1600         |
| 白石 哲則 | 〃 大字上別府594番地                             | 293-9278         | 山口 徹也 | 北九州市若松区ひびきの1番8号<br>北九州学術研究都市事業化支援センター3階 | 616-8218         |
| 鈴木 良樹 | 中間市鍋山町1-1<br>通谷グリーンハイツ2F                 | 980-1135         | 山根 慎一 | 〃 高須南5丁目1番13号                           | 741-3205         |
| 須山 博文 | 〃 通谷3丁目30番16号                            | 555-8533         | 横山 了子 | 中間市通谷1丁目19番33号                          | 090<br>7983-9766 |
| 副田 義男 | 北九州市若松区二島6丁目4番55号<br>第5竹ビル3階             | 701-3567         | 吉田 秀樹 | 〃 鍋山町16番1号                              | 245-5857         |
| 高司 靖  | 中間市岩瀬西町4番39号                             | 245-5491         |       |                                         |                  |

### 税理士法人

| 名称         | 事務所所在地           | 電話       |
|------------|------------------|----------|
| 税理士法人 竹内会計 | 北九州市若松区白山1丁目9番4号 | 761-4125 |

## 県税だより

『2019年10月1日から、自動車の税が大きく変わります』

### 1 自動車税(種別割)の 税率が引き下げられます。

2019年10月1日以降に初回新規登録を受けた家用の乗用車(登録車)から、自動車税(種別割)の税率が引き下げられます。

\* 2019年9月30日以前に登録を受けた自動車の税率は変更されず、今までどおりです。

### 2 自動車取得税が廃止され 環境性能割が導入されます。

自動車取得税は廃止となり、自動車の燃費性能等に応じて自動車の購入時に払う「環境性能割」が導入されます。

\* 環境性能割は、新車・中古車を問わず対象となります。

### 3 環境性能割が 臨時的に軽減されます。

2019年10月1日から2020年9月30日までの間に家用の乗用車(登録車・軽自動車)を購入する場合、環境性能割の税率1%分が軽減されます。

\* 環境性能割の臨時的軽減には、中古車も含まれます。

お問合せ先

福岡県北九州西県税事務所自動車税係

☎093-662-9312・9313

## 市町村税だより

《年度途中で土地の売買をした場合は》

Q 私は平成30年12月22日に、自分の土地売買契約を締結し、翌年の1月10日に買主への所有権移転登記を済ませました。令和元年度の固定資産税は、誰に課税されるのでしょうか？

A 令和元年度の固定資産税は、あなたに課税されます。

地方税法の規定により、土地・家屋はその年の1月1日(賦課期日)現在、登記簿に所有者として登記されている人に対して、当該年度の固定資産税を課税することになっています。

《住宅を新築した場合は》

Q 私は平成27年9月に、住宅を新築しましたが、令和元年度分から固定資産税が急に高くなりました。なぜでしょうか？

A 新築の住宅・アパート・マンションが一定の条件に当てはまる場合、新築後の3年間(地上3階建以上の準耐火構造住宅及び耐火構造住宅は5年間。ただし、長期優良住宅に該当する場合は、各2年延長されます。)は、一戸当たり120㎡までの固定資産税(家屋分)が1/2に減額されます。

あなたの場合は、平成28・29・30年度の税額が1/2に減額されていましたが、令和元年度は減額適用期間が終了したことにより、本来の税額に戻ったためです。

※固定資産税の制度について詳しいご説明が必要な場合は、お住まいの市町村の固定資産税窓口にお尋ねください。

# 雑談

## ウイスキーは好き？

皆さんは「ウイスキー」と聞いてパツと頭に浮かぶイメージはなんですか？

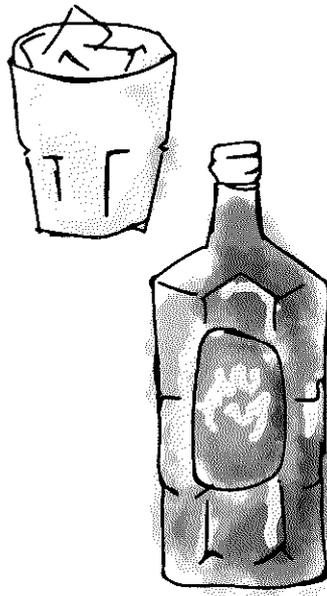
お酒を飲まない方からは、何となく渋そう、チビチビ飲む感じ、歳を重ねた人が人生を振り返りながら飲む姿が合う、等々。普段から嗜まれる方は、良くスナック等の社交場で目にするロンググラスにシングル程度のウイスキーを注ぎ、水をなみなみ入れた「場繋ぎ的」なアレを思い出されるかもしれません。

そんな方にこそ知って欲しいウイスキー(昔はウキスキーと書いてましたね)の魅力を紹介しましょう。

それではウイスキーの五大産地から。まずはご存じスコットランド。ジョニ黒やオールドパー。シーバスは全て正統派？スコッチです。次はアメリカ。ジャックダニエルやワイルドターキー等のバーボンが主力です。二つ目は：そう、日本。お馴染みの山崎やオールドなど、まず思い浮かぶのは日本のウイスキーではないでしょうか。さあ、ここからは少し難しくなります。四つ目は：アイルランド。アイリッシュウイスキーという呼び方をされますが、実は製法が違います。では残す一か所は：はい、カナダです。日本ではカナディアンクラブくらいしか知名

度はありません。その昔、アメリカの禁酒法(何故か飲むのはオツケー)時代に密造業者がこぞって隣国カナダのウイスキー樽を買って求めたためカナダの国家収入の三割がウイスキー関連だった時代もありました。

よく「俺はシングルモルトしか飲まない」と通を気取った方が言われますが、さて、シングルモルトとは何でしょうか？



ウイスキーは産地を別にして「シングルモルト」と「ブレンド」に大別されます。先ほどスコッチウイスキーでご紹介した3つは全てブレンドウイスキーです。数十種類のモルト(大麦、原酒とグレーンと呼ばれる穀物(コーンやライ麦等)原酒を門外不出のブレンドで調合しあらゆる方に愉しんで頂けるテイストを造り出しています。ほとんど癖がなく、ロックから水割りまで幅広い飲み方ができるのも特色です。片やシングルモルトとは？これは一か所の蒸留所(例えばウイスキーのロールスロイスとも言わ

れるマッカラン蒸留所)のモルト原酒のみでボトリングされたウイスキーの総称です。同じスコットランドでも北部のハイランド、スペイ川周辺のスペイサイド、南部のローランド、小さな小島アイランド、地方の蒸留所によって大きくテイストが異なります。日本の山崎もシングルモルトです。ここでややこしいのはシングルモルトだからと言って一種類のモルトから造られているのでは無い、というところ。山崎蒸留所でも一般的なホワイトオークの新樽、バーボンを一回だけ貯蔵した樽(内部を焦がしている)独特の色や香りがつきます、シェリー酒を数年貯蔵した樽(豊かな香りと赤味が付きます)、そして日本ならではのミズナラ樽(これぞ日本ウイスキーの香り)など、数種類の原酒をバッチングして製品化しています。シングルモルトウイスキーは出来ればストレート、又は同量程度の水で割ったトワイヌアツプ、それに氷を入れたハーフロックで召し上がって下さい。

五年ほど前に放送されたテレビドラマでは日本のニッカウキスキーの創業者、竹鶴政孝氏がモデルになりウイスキー造りにかける波乱の人生が描かれました。次にウイスキーを飲まれる時、一口目は、その一杯にかけた造り手の思いも含めて味わってみて下さい。喉の奥に大きな風景が浮かび上がるかも知れません。

# 中尾寿子 税理士事務所

税理士 中尾 寿子  
遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号  
TEL 282-2825  
FAX 283-1817

# 中村悦郎 税理士事務所

税理士 中村 悦郎  
北九州市若松区白山1丁目7番3号  
TEL 771-4355  
FAX 761-6603

# 仁部義宏 税理士事務所

税理士 仁部 義宏  
中間市岩瀬1丁目8番1号  
TEL 246-1703  
FAX 246-1704

# 高司 靖 税理士事務所

税理士 高司 靖  
中間市岩瀬西町4番39号  
TEL 245-5491  
FAX 245-5492

# 松田剛和 税理士事務所

税理士 松田 剛和  
遠賀郡遠賀町旧停1丁目4番7号  
TEL 291-5601  
FAX 291-5602

# 大庭祥功 税理士事務所

税理士 大庭 祥功  
北九州市若松区本町3丁目2番23号  
TEL 751-3021  
FAX 751-5279